

質疑	回答
1. 3. 売却要件に記載の内容について土地を自己で所有しますが、例えば借地として第三者（個人もしくは法人）に貸し、第三者が建物（店舗）などを建てる形は大丈夫でしょうか。	土地の貸借については制限を設けていないため、借地として第三者が建物を建てることは可能です。 なお、宅地に借地権等を設定した場合には、土地区画整理法第85条に基づき、権利の申告をしていただく必要があります。
第32街区第2号画地に隣接する南西の土地、また第33街区には民家が1軒ありますが、その北西の土地（第33街区内）について、今後の開発の方針がございましたら、建物の計画・規模・用途等の検討材料としたいため、ご教示いただけますでしょうか。	お問い合わせの画地は、いずれも民間所有のため、今後の開発の方針については把握しておりません。 なお、参考までに第33街区の北西の画地には、民間事業者により、マンション開発予定地である旨の看板が設置されています。
土地購入者は、買戻特約の登記が抹消されるまでの間は、売買土地を第三者へ譲渡することができないとありますが、今回は工務店などの業者が介入して、他者には家を建てて転売とかはできないということでしょうか？	買戻特約及び譲渡制限については、土地の分割の防止を目的として設定しています。 土地が一体活用され、分割される恐れがないと本市が判断した場合には、買戻特約を抹消しますので、業者による建売が可能となります。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）抜粋

（権利の申告）

第八十五条 施行地区（個人施行者の施行する土地区画整理事業に係るものを除く。）内の宅地についての所有権以外の権利で登記のないものを有し、又は有することとなった者は、当該権利の存する宅地の所有者若しくは当該権利の目的である権利を有する者と連署し、又は当該権利を証する書類を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその権利の種類及び内容を施行者に申告しなければならない。